

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(公印の種類)	(公印の種類)
第2条 公印の種類は、次のとおりとする。	第2条 公印の種類は、次のとおりとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4)</u> 新潟県病院局経営企画課長印	(4) (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(12)</u> (略)	(11) (略)
2 (略)	2 (略)

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公印のひな形及び寸法

新 潟 県 病 院 事 業 管 理 者 印 27mm平方	新 潟 県 病 院 局 長 印 27mm平方	新 潟 県 病 院 局 総 務 課 長 印 24mm平方	新 潟 県 病 院 局 経 営 企 画 課 長 印 24mm平方	新 潟 県 病 院 局 業 務 課 長 印 24mm平方
新 潟 県 立 何 々 病 院 長 印 27mm平方	新 潟 県 立 何 々 セ ン タ ー 院 長 印 27mm平方	新 潟 県 何 々 病 院 附 属 看 護 専 門 学 校 長 印 27mm平方	新 潟 県 病 院 局 企 業 出 納 員 印 18mm平方	新 潟 県 立 何 々 病 院 企 業 出 納 員 印 18mm平方
新 潟 県 何 々 病 院 附 属 看 護 専 門 学 校 印 30mm平方	新 潟 県 病 院 事 業 管 理 者 印 専 用 27mm平方			

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(管守) 第4条 第2条1項第1号から第5号まで及び第9号 の公印は、総務課長が管守する。 2 (略)	(管守) 第4条 第2条1項第1号から第4号まで及び第8号 の公印は、総務課長が管守する。 2 (略)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。